

保険金の種類と補償の概要

自動車保険(総合自動車保険)

●お支払いする保険金とその額について

保険・特約の名称	補償の内容
賠償 対人賠償保険 (普通保険約款・対人賠償条項) ※自動セット	ご契約のお車を運転中等の事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、ご契約のお車に搭乗中の方など他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合、被害者の方1名ごとに自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について補償します ^(注) 。万一の場合に備え、補償は“保険金額無制限”での引受となりますので、1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。
	お見舞金等の臨時費用として、被害者の方が死亡されたときには10万円を対人賠償保険の保険金とは別枠でお支払いします。
対物賠償保険 (普通保険約款・対物賠償条項) ※自動セット	ご契約のお車を運転中等の事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、保険金額を限度として補償します ^(注) 。

(注) 示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。

傷害 人身傷害保険 (普通保険約款・人身傷害条項) 「一般タイプ」 「搭乗中のみタイプ」	記名被保険者またはそのご家族の方、あるいはご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方(またはその父母・配偶者・子)が被る損害について、実損害額(傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸失利益などの実損害額)の全額を、当社普通保険約款・特約に定める「人身傷害条項損害額基準」に従って被保険者1名につき保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します。なお、搭乗中のみ補償特約(人身傷害に関するご契約のお車搭乗中のみ補償特約)をセットした「搭乗中のみタイプ」の場合は、補償の範囲がご契約のお車に搭乗中の方のみに限定されます。(この特約をセットしない場合を「一般タイプ」としています。)
	ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金:被保険者の方が死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします^(注)。 ・後遺障害保険金:被保険者の方が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合(4~100%)を乗じた額をお支払いします。 ・医療保険金:被保険者の方が5日以上入院または通院された場合は一律10万円、5日未満の場合は一律1万円をお支払いします。 医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払いしますので、当座の費用としてご利用いただけます。
	無保険車との自動車事故で、記名被保険者もしくはそのご家族の方またはご契約のお車に搭乗中の方が、死亡された場合または後遺障害を被られた場合に、加害者が負担すべき損害賠償額を基に、自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について、被保険者ごとに2億円を限度に補償します。 ※無保険車とは、対人賠償保険の契約がない等の自動車・バイク等をいいます。
自損事故傷害特約 ※人身傷害保険をセットしない場合にセット可能。	単独事故(ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故)など自賠責保険等で補償されない事故で、車両所有者の方またはご契約のお車に搭乗中の方が死傷された場合、被保険者ごとに以下のとおり保険金をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金:被保険者の方が死亡された場合、1,500万円をお支払いします^(注)。 ・後遺障害保険金:被保険者の方が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて50~2,000万円をお支払いします。 ・医療保険金:被保険者の方が入院された場合は1日につき6,000円、通院された場合は1日につき4,000円をそれぞれお支払いします。ただし、1事故につき100万円を限度とします。

(注) 搭乗者傷害保険、自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額(自損事故傷害特約の場合は1,500万円)から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。

車両 車両保険 (普通保険約款・車両条項) 「一般タイプ」 「限定タイプ」	ご契約のお車が衝突等の偶然な事故や盗難などにより被る損害につき、全損の場合は保険金額の全額を、それ以外の場合は損害額から免責金額を控除した金額を、車両保険金としてお支払いします。また、車両保険金とは別枠で、盗難車引取り、運搬、仮修理、損害の発生または拡大防止のために要した費用などの合計額につき、保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度にお支払いします。 ※1 車両危険限定補償特約をセットした「限定タイプ」の場合は、その特約をセットしない「一般タイプ」に比べ、単独事故や相手の車を確認できない事故が対象外となる等、補償の範囲が限定されます ^(注) 。 ※2 保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。
	車両全損時臨時費用保険金:全損の場合は、上記保険金とは別枠で、臨時費用保険金として保険金額の10%(ただし、20万円限度)をお支払いします。
	相手を確認できる他の車との接触・衝突事故の場合、1回目の事故に限り、車両保険の免責金額がゼロ円になります。
車対車免責ゼロ特約 (車両保険の免責金額に関する特約)	車両保険の保険金が支払われる事故にともない、ご契約のお車の車内、トランク内またはキャリアに固定された、日常生活の用に供するために個人が所有する身の回り品に生じた損害について、1事故につき保険金額を限度に補償します。
事故付随費用補償特約 ※車両保険をセットした場合にセット可能。	車両保険の保険金が支払われる事故にともない、ご契約のお車が自力走行不能となったときに生じる次の費用を補償します。 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時宿泊費用:臨時に宿泊せざるを得なかった場合、ホテルや旅館に宿泊した場合の宿泊費用について、1事故につき1名ごとに1泊1万円を限度にお支払いします。 ・臨時帰宅費用:合理的な経路および方法により、事故発生地から自宅または当面の目的地へ移動するために負担する交通費について、1事故につき1名ごとに2万円を限度にお支払いします。 ・搬送・引取費用:損傷の修理が完了していないご契約のお車を、修理工場等から自宅近くの他の修理工場等まで運搬する費用、または損傷の修理が完了したご契約のお車を、修理工場等から自宅等の引取場所まで運搬する費用を、1事故につき10万円を限度にお支払いします。
弁護士費用補償特約 (自動車事故弁護士費用等補償特約)	記名被保険者もしくはそのご家族の方、ご契約のお車に搭乗中の方またはご契約のお車の所有者 ^(注1) が、自動車被害事故(相手自動車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故)で死亡された場合、後遺障害を被られた場合、ケガで入院もしくは通院された場合、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する財物に損害を被った場合、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときに必要となる損害賠償請求費用 ^(注2) 、 ^(注3) について、実際に負担された金額をお支払いします(ただし、1事故につき被保険者1名ごとに300万円限度)。また、法律相談費用 ^(注3) についても、1事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度にお支払いします。 (注1)ご契約のお車の所有者については、ご契約のお車の自動車被害事故の場合に限ります。 (注2)委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や、訴訟費用等をいいます。 (注3)当社の同意を得て負担した費用に限ります。
その他 ファミリー傷害特約 「アウトドアタイプ」: ファミリーアウトドア傷害特約(家族型)、 ファミリーアウトドア傷害特約(夫婦型) 「ワイドタイプ」: ファミリー一般傷害特約(家族型)、 ファミリー一般傷害特約(夫婦型) ※人身傷害保険(「一般タイプ」に限ります。)をセットした場合にセット可能。	記名被保険者またはそのご家族 ^(注1) の方が、国内において急激かつ偶然な外来の事故 ^(注2) によって傷害を被り、平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができなくなり、または平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障が生じ、かつ、医師の治療を受けた場合、以下のとおり保険金をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院保険金:入院または著しい障害により医師の治療を受けた場合、1日につき5,000円をお支払いします。ただし、事故の日から60日以内の入院・治療に限ります。 ・通院保険金:通院により医師の治療を受けた場合、1日につき1,000円をお支払いします。ただし、事故の日から60日以内の通院で、30日分を限度とします。 (注1)「家族型」の場合です。「夫婦型」の場合は記名被保険者またはその配偶者が対象となります。 (注2)人身傷害保険のお支払いの対象となる事故や就業中の事故を除きます。 ※「アウトドアタイプ」は自宅内の事故は補償の対象外となります。「ワイドタイプ」は自宅内の事故も対象となります。
対物超過修理費用補償特約	ご契約のお車を運転中の事故で、相手の車に損害が生じ、対物賠償保険の保険金が支払われる場合 ^(注1) において、相手の車の修理費がその時価額を超過したときに、その差額 ^(注2) について50万円を限度として補償します。ただし、保険金をお支払いするのは、相手の車に損害が生じた日の翌日から6ヶ月以内に、相手の車が実際に修理された場合に限ります。 (注1)被害者救済費用特約(不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約)が適用され、被害者救済費用保険金が支払われる場合を含みます。 (注2)ご自身の過失割合のみが対象となります。

保険・特約の名称	補償の内容
搭乗者傷害Wケア ※搭乗者傷害保険をセットした場合にセット可能。	搭傷医療倍額支払特約(搭乗者傷害の医療保険金倍額支払に関する特約) 搭乗者傷害保険について、ケガの際にお支払いする医療保険金を2倍にしてお支払いします。 搭傷育英費用補償特約(搭乗者傷害の育英費用補償特約) 満18歳未満の未婚の子を扶養している方が事故により死亡されまたは重度後遺障害を被り、搭乗者傷害保険のお支払いの対象となる場合に、1名につき500万円を育英費用保険金としてお支払いします。 ※搭乗者傷害Wケアとは、搭傷医療倍額支払特約と搭傷育英費用補償特約をあわせた総称です。 ※搭傷死亡等対象外特約との同時セットはできません。
搭傷死亡等対象外特約 (搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約) ※搭乗者傷害保険をセットした場合にセット可能。	搭乗者傷害保険の死亡保険金および後遺障害保険金をお支払い対象外とし、医療保険金のみをお支払いする特約です。 ※搭乗者傷害Wケアとの同時セットはできません。
レンタカー費用特約	車両保険の保険金の支払有無にかかわらず、車両保険の支払対象となる損害(注)を被った結果、ご契約のお車が修理などで使用できない間に、被保険者が実際に負担したレンタカー費用をお支払いします。ただし、1日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の保険金日額を限度とし、借入日数は30日を限度とします。 (注)車両保険「限定タイプ」をセットされている場合や車両保険をセットされていない場合も、車両保険「一般タイプ」において支払対象となる損害(普通保険約款車両条項第2条(保険金を支払う場合)(1)に定める損害)となります。
その他 他車運転危険補償特約 ※自動セット	記名被保険者またはそのご家族の方(注1)が臨時に借りたお車(注2)を運転中の賠償事故(対人・対物)、自損事故傷害事故または車両事故について、ご契約のお車の賠償保険(対人・対物)・自損事故傷害特約・車両保険の規定を適用して、臨時に借りた自動車の自動車保険に優先して保険金をお支払いします。ただし、自損事故傷害特約・車両保険については、ご契約のお車に自損事故傷害特約・車両保険をセットいただいた場合に限りです。 (注1)ご契約のお車の自動車保険に、補償される運転者の範囲を限定する特約(運転者年齢限定特約、運転者本人限定特約等)がセットされている場合には、その範囲の方に限られます。 (注2)用途・車種が自家用6車種、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)および特種用途自動車(キャンピング車)に限りです。
ファミリーバイク特約 「賠償タイプ」(ファミリーバイク特約(賠償損害))、 「賠償・自損傷害タイプ」(ファミリーバイク特約(賠償損害・自損傷害))、「賠償・人身傷害タイプ」 (ファミリーバイク特約(賠償損害・人身傷害))	記名被保険者またはそのご家族の方が原動機付自転車(借用車も対象。以下同様とします。)を所有・使用もしくは管理中に生じた賠償保険(対人・対物)に関する事故、または原動機付自転車に搭乗中に生じた自損事故傷害特約もしくは人身傷害保険に関する事故につき、それぞれのタイプに応じてご契約のお車の賠償保険(対人・対物)・自損事故傷害特約・人身傷害保険の規定を適用して補償します。
被害者救済費用特約 (不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約) ※自動セット	ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等(注)に起因して、本来の仕様とは異なる事象や動作により、人身事故または物損事故が発生し、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかった場合に、被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (注)ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限りです。

<別表>車両保険 補償の範囲

事由	タイプ	
	一般タイプ	限定タイプ
火災・爆発、台風、洪水、高潮	○	○
盗難、落書、いたづら、飛来中・落下中の他物との衝突	○	○
他の車(原動機付自転車を含む。)との衝突・接触	○	△
他の車(原動機付自転車を含む。)以外との衝突・接触	○	×
あて逃げ	○	×

(注)

- ：補償されます ×：補償されません
△：他の車(登録番号等、運転者または所有者住所・氏名)が確認できた場合のみ補償

●保険金をお支払いしない主な場合

	賠償		傷害				車両保険	弁護士費用補償特約	ファミリー傷害特約
	対人賠償保険	対物賠償保険	人身傷害保険	搭乗者傷害保険	無保険車傷害特約	自損事故傷害特約			
○ 保険金をお支払いします。 × 保険金をお支払いできません。 その被保険者本人の損害または傷害についてはお支払いできません。 △ 対人賠償の対象外です。									
保険契約者または被保険者の故意・重大な過失により生じた事故による損害または傷害	×	×	△	△	△	△	×	△	
酒気を帯びた状態、無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での事故による損害または傷害	○	○	△	△	△	△	×	×	
台風・洪水・高潮による損害または傷害	×	×	○	○	×	○	×	○	
配偶者・父母・子に対する損害賠償	×	×							
受託物に関する損害賠償	—	×							

- (注)重大な過失により生じた事故による損害については保険金をお支払いします。
※1 車両保険の保険金が支払われない場合は、身の回り品補償特約、事故付随費用補償特約についても保険金をお支払いできません。
※2 対物賠償保険の保険金が支払われない場合は対物超過修理費用補償特約について、また、搭乗者傷害保険の保険金が支払われない場合は搭乗者傷害Wケアについても保険金をお支払いできません。
※3 左表に加え、車両保険でお支払いできない主な損害は以下のとおりとなります。
(a)タイヤのみに生じた損害
(b)欠陥、自然消耗(摩滅・さび・腐しよく等)による損害
(c)故障(電氣的、機械的故障)による損害
(d)取り外された部品や付属品の損害
(e)詐欺、横領による損害
(f)航空機、船舶で輸送中の損害
(g)違法改造を行った部分品・付属品に生じた損害
※4 左表に加え、身の回り品補償特約でお支払いできない主な損害は以下のとおりとなります。
(a)自転車・水上バイク・サーフボード・ラジコン模型等に生じた損害
(b)ノート型パソコン、携帯電話、ポータブルナビゲーション等の携帯型通信機器に生じた損害
(c)商品・通貨・有価証券・印紙・切手・クレジットカード・電子マネー等に生じた損害
(d)貴金属・宝石・美術品に生じた損害
(e)テープ・カード等に記録されているプログラム、データ等に生じた損害
(f)動物・植物等の生物に生じた損害
(g)眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等の損害
(h)紛失、欠陥、自然消耗(摩滅・さび・腐しよく等)による損害
(i)故障(電氣的、機械的故障)による損害
※5 ファミリー傷害特約については、人身傷害保険の対象となる事故や就業中の事故による傷害の場合のほか、入浴中の溺水(ただし、当社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金をお支払いします。)、原因がわからないときでも誤嚥(えん)によって生じた肺炎に対しては、保険金をお支払いできません。また、ファミリー傷害(アウトドアタイプ)の場合には、これらに加え、自宅内での事故による傷害の場合にも保険金をお支払いできません。
※6 各傷害保険において、その被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害に対しては保険金をお支払いできません。
※7 左表の各保険・特約のいずれにおいても、以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、保険金をお支払いできません。
(a)レース・ラリーなど競技・曲技・試験に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害
(b)危険物を業務として積載、または危険物を業務として積載した被牽引自動車(けんひん)を牽引することにより生じた損害または傷害
(c)地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害
(d)戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害